

墨田区公共施設整備基金条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現行
<p><u>墨田区公共施設等整備基金条例</u> （設置の目的） 第1条 <u>公用又は公共用に供する施設の建設並びに計画的な修繕及び更新に必要な資金に充てるため、墨田区公共施設等整備基金（以下「基金」という。）を設置する。</u></p>	<p><u>墨田区公共施設整備基金条例</u> 〔同左〕 第1条 <u>公共施設の整備資金に充てるため、墨田区公共施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。</u></p>

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。